

○国土交通省告示第千二十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の二及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十二条の二の規定を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部を改正する告示

（旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部改正）

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(認定の基準)

第六条 国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請（同令第四十一条の五第三項の変更の認定について準用する場合も含む。以下同じ。）があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五 (略)

六 別表第二に掲げる適性診断の種類に応じて、次に掲げる種類のカウンセラーが選任されているものであること。

イ (略)

ロ 日本交通心理学会が認定する主任交通心理士、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士若しくは公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二条に規定する公認心理師の資格を有する者であつて、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者又は第一種カウンセラーの要件を満たす者であつて、別表第二に掲げる特定診断Iの指導及び助言について三十事例以上の経験を有する者（以下「第二種カウンセラー」という。）

別表第三（第六条関係）

(略)

(略)

(略)

備考

1 (略)

2 臨床心理士又は公認心理師の資格を有する者にあつては、カウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

3 (略)

改正前

(認定の基準)

第六条 国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請（同令第四十一条の五第三項の変更の認定について準用する場合も含む。以下同じ。）があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五 (略)

六 別表第二に掲げる適性診断の種類に応じて、次に掲げる種類のカウンセラーが選任されているものであること。

イ (略)

ロ 日本交通心理学会が認定する主任交通心理士若しくは公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者であつて、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者又は第一種カウンセラーの要件を満たす者であつて、別表第二に掲げる特定診断Iの指導及び助言について三十事例以上の経験を有する者（以下「第二種カウンセラー」という。）

別表第三（第六条関係）

(略)

(略)

(略)

備考

1 (略)

2 臨床心理士の資格を有する者にあつては、カウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

3 (略)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部改正)

第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領(平成二十四年

国土交通省告示第四百五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(認定の基準)

第六条 国土交通大臣は、安全規則第十二条の二の規定による認定の申請（同令第十二条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五 (略)

六 別表第二に掲げる適性診断の種類に応じて、次に掲げる種類のカウンセラーが選任されているものであること。

イ (略)

ロ 日本交通心理学会が認定する主任交通心理士、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士若しくは公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二条に規定する公認心理師の資格を有する者であつて、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者又は第一種カウンセラーの要件を満たす者であつて、別表第二に掲げる特定診断Iの指導及び助言について三十事例以上の経験を有する者（以下「第二種カウンセラー」という。）

別表第三（第六条関係）

(略)

(略)

(略)

備考

1 (略)

2 臨床心理士又は公認心理師の資格を有する者にあつては、カウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

3 (略)

改正前

(認定の基準)

第六条 国土交通大臣は、安全規則第十二条の二の規定による認定の申請（同令第十二条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五 (略)

六 別表第二に掲げる適性診断の種類に応じて、次に掲げる種類のカウンセラーが選任されているものであること。

イ (略)

ロ 日本交通心理学会が認定する主任交通心理士若しくは公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者であつて、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者又は第一種カウンセラーの要件を満たす者であつて、別表第二に掲げる特定診断Iの指導及び助言について三十事例以上の経験を有する者（以下「第二種カウンセラー」という。）

別表第三（第六条関係）

(略)

(略)

(略)

備考

1 (略)

2 臨床心理士の資格を有する者にあつては、カウンセリングの理論に関する事項を省略することができる。

3 (略)

附 則

この告示は公布の日から施行する。